

東京医科歯科大学 M&D データ科学センター包括契約に基づく 東京大学医科学研究所 HGC スーパーコンピュータ利用内規

令和 2 年 9 月 1 4 日
M&D データ科学センター長制定

(趣旨)

第 1 条 この内規は、国立大学法人東京医科歯科大学 M&D データ科学センター（以下「センター」という。）における東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター（以下「HGC」という。）のスーパーコンピュータ SHIROKANE 利用包括契約に基づく SHIROKANE（以下「SHIROKANE」という。）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(アカウント申請者の資格)

第 2 条 SHIROKANE のアカウント申請ができる者は、次の各号に該当した者（以下「アカウント申請者」という。）とする。

- (1) 東京医科歯科大学（以下「本学」という。）の教員及び職員
- (2) 前号に掲げる者のほか M&D データ科学センター長（以下「センター長」という。）が適当と認めた者

(アカウントの申請)

第 3 条 アカウント申請者は、当該アカウントの利用者を束ねる研究責任者として、センター長に所定の利用申請書を提出し、その許可を受けなければならない。

(利用期間及び利用制限期間)

第 4 条 SHIROKANE を利用することのできる期間は、利用申込が承認された日から当該年度の 3 月末日まで（以下「申請期間」という。）のうち、月を単位とする申請のあった期間（以下「利用期間」という。）とする。

- 2 申請期間のうち、利用期間以外の期間（以下「利用制限期間」という。）の SHIROKANE の利用を制限し、当該制限内容は別表 1 に定める。

(利用者の資格)

第 5 条 第 2 条に定められたアカウント申請者の管理下で、SHIROKANE などを利用できるものは、次の各号に該当した者（以下「利用者」という。）とする。

- (1) 本学の教員及び職員
- (2) 本学の学生
- (3) 前各号に掲げる者のほかセンター長が適当と認めた者

(利用の申請)

第 6 条 SHIROKANE を利用する場合には、利用者の所属しようとするグループのアカウント申請者が、所定の利用申請書に当該利用者の情報を記した上でセンター長に提出し、その許可を受けなければならない。

(利用の許可)

第 7 条 センター長は、第 3 条又は第 6 条に関する申請があったときは、当該利用が適当であると認めるものに限り、SHIROKANE の利用を許可するものとする。

- 2 利用者は、予めセンター又は HGC が開催する講習会を受けなければならない。

(アカウント申請者、及び利用者の義務)

第 8 条 アカウント申請者及び利用者は、SHIROKANE の利用に当たっては、東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センタースーパーコンピュータシステム利用規程に同意し、これを遵守しな

くてはならない。

(変更の届出)

第9条 アカウント申請者又は利用者が、申請に記載した事項について変更しようとするとき又は変更が生じたときは、速やかにセンター長に申し出て、その許可を受けなければならない。

(利用者の責任)

第10条 SHIROKANEの利用に対する責任は、利用者が負うものとする。

- 2 アカウント申請者及び利用者は、アカウント(管理権及び利用の申請を行う権利等)及び当該アカウントに関するユーザー名やパスワード名等ログイン情報を第三者へ提供又は貸与などをしてはならない。
- 3 前項は、アカウント申請者及び利用者の責において、端末への不正アクセス等により、アカウント、アカウントに関するユーザー名及びパスワード名等ログイン情報を第三者に不正に取得された場合についても適用するものとする。
- 4 利用者は、不正アクセス等を発見した場合、速やかにセンター長に連絡し、その指示に従わなければならない。

(利用許可の取消し等)

第11条 センター長は、アカウント申請者又は利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、アカウントの削除、アカウント申請者又は利用者の利用の許可の取り消し並びにSHIROKANEの利用を一定期間停止することができる。このとき、当該アカウント申請者及び利用者はセンターの指示に従い、指定された期間内に速やかにSHIROKANE内における当該アカウントのデータを移管・保全するものとする。ここで、指定された期間を超えた時点における、当該アカウントのSHIROKANE内のデータは破棄されるものとし、当該アカウント申請者及び利用者は破棄されたSHIROKANE内のデータに関して、データの回復が不可能であること並びにデータの消失に関する損害賠償など一切の主張を行わないことに同意する。

- (1) センター又はSHIROKANEの運営に支障を生じさせたとき。
- (2) 法律、政令(施行令)、省令(施行規則)、条例及び本内規に違反したとき。
- (3) 実験に係る法令、指針及び倫理規定等に違反したとき。
- (4) 本内規第12条に記載される利用料金が滞納されたとき。

(料金)

第12条 アカウント申請者は、利用期間内における料金について、別表2の料金欄に掲げる金額から算出される料金を指定された期日までに納付しなければならない。なお、料金を運営費交付金、寄附金又はその他の学内予算により納付する場合は、予算の移替をもって納付に代えるものとする。

- 2 本内規において、課金区分は次に掲げる各号により分類する。
 - (1) 学内利用者/学外学術機関利用者
 - (2) 学外利用者/民間機関利用者
- 3 前項第2号に規定する者については、消費税及び地方消費税の相当額を別途加算するものとする。
- 4 既納の料金は、いかなる理由があっても返還しない。
- 5 別表2の料金欄に掲げる金額は、毎年度更新されるものとする。
- 6 別表2の料金欄に掲げる金額が更新されたとしても、許可のあった利用期間における利用料金は利用許可時の料金のままとする。

(受付窓口等)

第13条 SHIROKANEの利用申請受付、利用確認書に関する事務は、M&Dデータ科学センターの担当が行う。

(年度更新)

- 第14条 アカウント申請者又は利用者が次年度も継続して SHIROKANE を利用する場合には、利用年度の3月末日までに所定の継続申請書をセンター長に提出し、その許可を受けなければならない。このとき、当該アカウント申請者及び利用者はセンターの指示に従い、指定された期間内に速やかに SHIROKANE 内における当該アカウントのデータを移管・保全するものとする。ここで、指定された期間を超えた時点における、当該アカウントの SHIROKANE 内のデータは破棄されるものとし、当該アカウント申請者及び利用者は破棄された SHIROKANE 内のデータに関して、データの回復が不可能であること並びにデータの消失に関する損害賠償など一切の主張を行わないことに同意する。
- 2 前項のほか、継続利用の申請を行う場合には、継続を希望する利用期間の申請を合わせて行うものとする。

(成果の報告)

- 第15条 アカウント申請者、及び利用者は、利用期間が満了したとき、利用年度の3月末日又は利用資格を取り消されたときのいずれかに、SHIROKANE の利用による成果をセンターに報告しなければならない。

(補則)

- 第16条 この内規に定めるもののほか、SHIROKANE の利用に関し必要な事項は、所定の議を経てセンター長が別に定める。

附 則

この内規は、令和2年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月13日制定)

この内規は、令和4年4月13日から施行する。

附 則 (令和4年9月14日制定)

この内規は、令和4年9月14日から施行する。

別表1 SHIROKANE サービス内容

	ホーム Disk	ファイル数	CPU コア、メインメモリ容量、そのほか
利用期間	3TiB	3M	東京大学医科学研究所で定める SHIROKANE 学術機関向け料金表における利用形態「D9 コース」に準じる。ただし、アーカイブ Disk を除く。
利用制限期間	100GiB	3M	ファイル閲覧のみ可。

別表2 SHIROKANE 料金表

利用区分	金額/月額 (グループ当たり)
学内アカウント申請者/学外学術機関アカウント申請者	8,000 円
学外アカウント申請者/民間機関アカウント申請者	15,000 円

*上記に定められていない、ホーム Disk の追加、アーカイブ Disk の利用などは、D9 コースにおける、SHIROKANE 学術/民間機関向け利用料金表に準じる。